

# CSR 経営と国際規格 ISO26000 の展望

田 中 宏 司

## Prospects of CSR Management and International Standard ISO26000

TANAKA Hiroji

In the 21st century, Japanese corporation have promoted CSR activities such as compliance, environment matter and philanthropic activities based on good practice of foreign country. In other words, Japanese corporations have evolved from compliance management to CSR management.

In November 11, 2010, International Standard ISO26000 issued. Therefore, ISO26000, guidance on social responsibility (not corporate social responsibility) for organization will be global code of conduct. For organization, ISO26000 demonstrates 7 core subjects and issues, more specifically, organizational governance, human rights, the environment, fair operating practices, consumer issues, community involvement and development.

In my opinion, Japanese corporation promote CSR activities in the future, based on ISO26000, global code of conduct on social responsibility.

キーワード： CSR 経営、国際規格 ISO26000、国際行動規範、社会の信頼

### 序論

21 世紀となり、わが国企業は、コンプライアンスの実践を基盤として、良質な製品・サービスの提供、社会貢献や地球環境保全対策など CSR の推進を行いながら CSR 経営 (Corporate Social Responsibility Management) へ進化している。しかし、これまでのように欧米の先進事例から学ぶだけでは何か物足りない。そこで、わが国企業としては、何らかの国際行動規

範が必要となるのではないか。

幸いにも、社会的責任について国際規格 ISO26000 が 2010 年 11 月に発行した。この国際規格は、マルチステークホルダーにより作成された“国際行動規範”として受けとめられており、今後企業行動の重要な価値判断基準となると予想される。

ここで、わが国企業の CSR 経営の動向を探り、国際規格 ISO2600 の内容を確認したうえで、7つの中核主題と課題が、今後の CSR 活動の重要な価値判断基準として活用できることを提示する。

## 第1章 CSR 経営の動向

### (1) CSR の推進

近年、わが国において CSR (Corporate Social Responsibility; 企業の社会的責任、以下 CSR という) に対する関心が急速に高まり、さまざまなステークホルダーの期待を尊重し、地球環境保全対策をはじめ、製品の安全・安心などへの適切な対応を目指すなど、企業として社会の持続可能な社会へ貢献する大きなうねりが出ている。

CSR の定義は、多種多様である。例えば、企業は、優れた商品・サービスを通じて、社会に経済的な価値を提供することが使命であるとして、企業活動を通じて得た「利益のうちから納税することが社会的責任を果たすことである」と主張されてきた。このような考え方は、CSR について一つの考え方として重要な役割を果たしている。

CSR は基本的に、「企業が社会の一員として、社会に対して果たすべき役割と責任」であり、「企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展をめざして、経営戦略の中核に位置づけ、さまざまなステークホルダーとの相互交流を深め、経済・環境・社会問題について、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組である。」と考えられる<sup>1)</sup>。

21 世紀のあるべき企業像を探ると、次のような重要な課題がある。

第1に、社会と企業双方の持続的発展のために、企業は CSR を経営戦略の中核にすえて、全社をあげて事業活動を推進することが求められている。

## CSR 経営と国際規格 ISO26000 の展望

第 2 に、マルチステークホルダーの期待を尊重し、適正で誠実な企業行動を通じて信頼を得るために、情報開示と説明責任を果たすことが望ましい。

第 3 に、次世代のために貴重な地球環境を保全する活動を優先することが不可欠である。

そこで、わが国企業の CSR の推進動向を見ると、次のように多種多様な対象項目がある。

第 1 は、何よりもまずコンプライアンス・企業倫理への適切な対応に注力している。例えば、法令等遵守、贈収賄や政治献金の禁止、不正競争の防止、消費者重視経営の推進などである。

第 2 は、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスの確立である。例えば、取締役(会)、監査役(会)の機能強化、独立した社外取締役の登用、株主総会の活性化と株主・投資家への説明責任の遂行などである。

第 3 は、基本的な人権・労働関係への配慮である。例えば、人権一般(基本的人権の尊重、不合理な差別の禁止等)への配慮をはじめ、労働に関する結社の自由、労働時間等の適正な運営、従業員の能力開発、児童労働・強制労働の禁止などである。

第 4 は、公正で公平な経済活動である。例えば、良質で安全・安心でできる商品・サービスの提供、製造物責任の遂行、リスク・マネジメント、サプライチェーン・マネジメントの推進などである。

第 5 は、地球環境対策である。例えば、環境対策(水、有害物質、排出物・廃棄物等)、乱開発防止、動植物保護、環境マネジメント・システムの推進、生物多様性への配慮などである。

第 6 は、社会への積極的な情報開示である。例えば、財務関係の報告書のほか、環境報告書、社会・環境報告書の発行、サステナビリティ・レポート、CSR 報告書の発行、IR などによる情報開示である。

企業は、利益を追求する組織であるが、基本的な要件として、企業が最低限守らなければならないのが、コンプライアンスであり、誠実な企業活動である。企業として、CSR を推進する際の目標を達成するために基盤となるのが、「コンプライアンス経営」である。このような「コンプライアンス

ス経営」は、「法令、倫理綱領、社会規範などに基づく企業倫理の確立と実践を目指す経営」(狭義)であり、さらに「高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動の遂行により、企業使命を実現する経営」(広義)と考えられる。

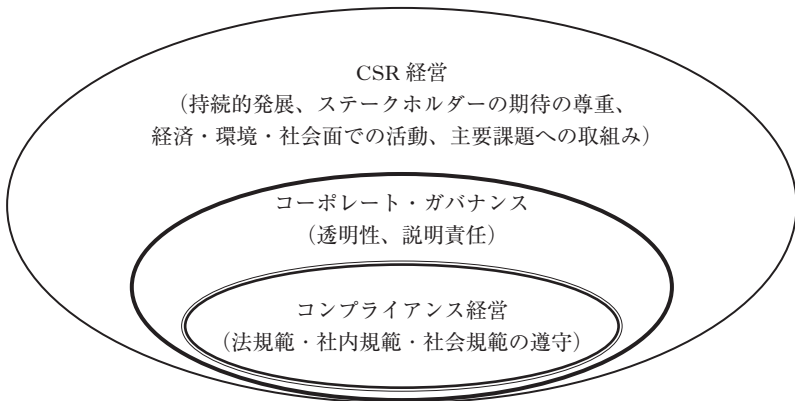
## (2) CSR 経営への進化

わが国企業として、社会の信頼を得て持続的な発展をするためには、企業行動にあたって、第1に、コンプライアンス経営の実践を基盤として、第2に、コーポレート・ガバナンスを構築して、適正な経営管理を行い、第3に、企業全体としての事業活動と一体化してCSRを推進することが、CSR経営の進化した姿である(図表参照)。

CSR経営とは、「企業が社会の一員として、持続可能な社会の発展に貢献することをめざして、具体的な対策を経営戦略の中核に位置づけ、ステークホルダーの期待を尊重し、経済・環境・社会問題についてバランスある事業活動を展開して、社会の信頼をえる自主的な経営である」と考える。

企業は、経営トップのリーダーシップのもと、本業を通じて経営資源の

図表 コンプライアンス経営からCSR経営への進化



出典：田中宏司『CSRの基礎知識』日本規格協会、2005年、p.40、図1.2を一部修正。

制約を考慮しながら、企業独自の CSR 目標を設定して、コンプライアンス経営を基盤として CSR 経営を推進することが期待されている。

## 第 2 章 国際規格 ISO2600 の内容

### (1) ISO2600 の特徴

国際標準化機構 (International Organization for Standardization; ISO、以下 ISO) では、社会的責任について 2005 年から作業を開始し、2010 年 11 に国際規格 ISO26000 として発行した。

これは、ISO における国際規格やマネジメント・システムが、第 1 世代の品質規格 (ISO9000 シリーズ)、第 2 世代の環境規格 (ISO14000 シリーズ) から、第三世代の社会的責任規格 (ISO26000) へとシフトしたことを示している。わが国は、ISO26000 の検討作業には、ISO の決定に基づき“マルチステークホルダー”の代表 6 名 (行政、産業界、消費者、労働、NGO、その他有識者) を中心に、積極的に参加してきた。

発行された ISO26000 は、世界的に社会的責任に関する“最新の包括的な国際行動規範”として受け止められている。

ISO26000 の基本的な特徴は、次のとおりである<sup>2)</sup>。

第 1 に、この国際規格は規模や場所を問わずすべてのタイプの組織を対象とする。このため、CSR から C を取り SR (Social Responsibility: 社会的責任) とした“世界初の総合的な国際規格”である。

先進諸国や発展途上国を含む全世界における、「企業、大学、病院、NGO/NPO、自治体、政府機関など」あらゆる組織のための規格となる。

第 2 に、この規格は、“ガイダンスを提供する国際規格” (ガイダンス文書、手引書、指針文書) である。規格には、一貫して“shall”「～すべき」ではなく、“should”「～すべきである」※で記載されている。

※当初「～するのがよい」「することが望ましい」と訳されたが、最終的に「～すべきである」となった。

第 3 に、適合性評価や第三者認証に供されることを目的としていない。したがって、第三者認証を取得するための費用は必要ない (この点、ISO9000 や ISO14000 とは異なる)。

第4に、マネジメント・システム規格ではない。要求事項を含んだマネジメント・システム規格ではなく、PDCA サイクルにより実践することを要求せず、成果を期待する。

第5に、国際的に合意されたステークホルダーの期待を明示している。史上最大のマルチステークホルダー・プロセスにより開発された規格であり、それぞれのステークホルダーの意見、提案を組み入れた。

## (2) 7つの中核主題の内容と課題

ISO26000 では、次のように7つの中核主題と課題を提示している<sup>3)</sup>。これらは、あらゆる組織は効率的な組織統治を共通基盤としたうえで、人権、労働慣行、環境、公正な取引慣行、消費者に関する課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの開発の6つの中核主題に取り組むことが求められている。

### 「7つの中核主題」

#### 1. 組織統治 (Organizational governance)

- ・組織統治とは、組織がそれによって目的達成のための意思を決定し、実行するシステムのことである。
- ・効果的な統治は、説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重の原則及び慣行を、意思決定及びその実行に組み入れることを基本とすべきである。

#### 2. 人権 (Human rights)

- ・人権とは、人であるがゆえにすべての人に与えられた基本的権利である。
- ・人権とは、固有の権利で奪うことができず、普遍的、不可分で、相互依存的なものである。
- ・課題としては、①デューディリジェンス (当然払うべき注意)、②人権に関する危険状況、③共謀の回避、④苦情解決、⑤差別及び社会的弱者、⑥市民的及び政治的権利 ⑦経済的、社会的および文化的権利、⑧労働における基本的原則及び権利、がある。

#### 3. 労働慣行 (Labour practices)

- ・組織の労働慣行には、組織内で、組織によって又は組織の代理で行わ

れる労働に関連するすべての方針及び慣行が含まれる。

- ・課題としては、①雇用及び雇用関係、②労働条件及び社会的保護、③社会的対話、④労働における安全衛生、⑤職場における人材育成及び訓練、がある。
4. 環境 (The environment)
- ・組織は、環境原則 (環境責任、予防的アプローチ、環境リスク・マネジメント、汚染者負担) を尊重し、促進すべきである。
  - ・課題としては、①汚染の予防、②持続可能な資源の使用、③気候変動緩和及び気候変動への適応、④環境保護及び自然生息地の回復、がある。
5. 公正な事業慣行 (Fair operating practices)
- ・公正な事業慣行は、組織が他の組織及び個人と取引を行う際の倫理的行動に関係することがらである。
  - ・課題としては、①汚職防止、②責任ある政治的関与、③公正な競争、④バリューチェーンにおける社会的責任の推進、⑤財産権の尊重、がある。
6. 消費者課題 (Consumer issues)
- ・消費者に対する社会的に責任ある慣行の指針となる原則は、まず「消費者の 8 つの権利」<sup>4)</sup>——①生活に必須なものが満たされる権利、②安全の権利、③知らされる権利、④選択する権利、⑤意見が聞き入れられる権利、⑥救済される権利、⑦消費者教育を受ける権利、⑧健全な生活環境の権利——が認められている。
  - ・課題としては、①公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約履行、②消費者の安全衛生の保護、③持続可能な消費、④消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決、⑤消費者データ保護及びプライバシー、⑥必要不可欠なサービスへのアクセス、⑦教育及び意識向上、がある。
7. コミュニティへの参画及びコミュニティの開発 (Community involvement and development)
- ・組織が自らの活動する場所であるコミュニティと関係を持つことは、

今日広く認められている。こうした関係の土台になるのが、コミュニティの開発への貢献を目的としたコミュニティへの参画である。

- ・組織は、コミュニティと交わるにあたってコミュニティの特性及び歴史を認め、これを尊重すべきである。
- ・課題としては、①コミュニティへの参画、②教育及び文化、③雇用創出及び技能開発、④技術開発及び最新技術へのアクセス、⑤富及び所得の創出、⑥健康、⑦社会的投資、がある。

### 第3章 わが国企業のCSR活動と社会の信頼

#### (1) わが国企業の具体的なCSR活動

わが国企業は、上記7つの中核主題とは関係なく、従来からさまざまなCSR活動を行っている。これらの動向を各社のCSR報告書(2008年版)を基に7つの中核主題別に整理すると、各社の特性を生かして取り組んでいる姿が浮き彫りとなる<sup>5)</sup>。

1) 組織統治としては、①コンプライアンスの推進で社会の要請に応える、②ガバナンス(組織統治)の推進により企業価値を向上、③ステークホルダーミーティングで真の意見交換などがある。

2) 人権としては、①ハラスメントの撲滅で人権を守る、②女性の活躍促進のための環境整備を、③障害者雇用は企業の社会的責任などがある。

3) 労働慣行としては、①ワークライフバランスを充実させる、②安全・衛生的な職場環境で従業員を守る、③立場の弱い派遣社員への対応などがある。

4) 環境としては、①あらゆる場所で温室効果ガスを削減する、②太陽光や風力などでつくる電力の利用促進、③回収した使用済み自社製品の再利用などがある。

5) 公正な事業慣行としては、①談合・カルテルを撲滅する、②サプライチェーン全体でCSR調達を推進、③不祥事情報の早期開示で消費者の心をつかむなどがある。

6) 消費者課題としては、①製品情報の提供で消費者に安心感を、②顧客満足度の高い商品・サービスの提供、③ユニバーサルデザインで人に優



しさをなどがある。

7) コミュニティへの参画及びコミュニティの開発としては、①少子化時代に欠かせない次世代育成、②極度の貧困と飢餓の撲滅、③行政府との協力関係の強化などがある。

## (2) 社会の信頼

企業として、CSR 推進をする最終目標は、持続可能な社会の発展に貢献して、社会から信頼を得て、結果として企業価値を増大することにある。2010年11月にISO26000が発行しただけに、この国際規格を“国際行動規範”として認識して、活動の基準にする必要がある。

そのため主要なステップは、次のとおりとなる。

第1ステップは、企業独自のCSR憲章、CSR方針などをまとめ、経営トップのコメットメントとして、内外へ公表することである。第2ステップは、企業の使命と価値観に基づき、ISO26000を価値判断として活用し、本業に根ざし活動を組織一丸となってCSRを推進することである。第3ステップは、CSR推進体制を構築して、責任者と権限を明示し、全員参加で実践することである。第4ステップは、生物多様性への対応など地球環境保全に対する真剣な取り組みを推進することである。

## 終章

わが国企業は、CSRの推進に際して、これまで欧米の先進事例を参考にするとともに、わが国に伝統に根ざし独自に取り組みを行ってきた。

2010年11月にISO26000が発行したことから、この国際規格が、社会的責任についてマルチステークホルダーによりまとめられた“国際行動規範”として認識され発展すると見られる。

したがって、わが国企業は、今後ISO26000の内容、特に7つの中核主題と課題を重要な価値判断基準として活用し、CSRの推進を行うことが求められる。

## 注

- 1) 田中宏司『CSRの基礎知識』日本規格協会、2005年、p.22

- 2) 日本規格協会邦訳『社会的責任に関する手引き』(国際規格原案)、日本規格協会、2010年8月、pp. vii-xi
- 3) 同上、pp. 19-68
- 4) 国際消費者保護ガイドライン
- 5) 田中宏司・水尾順一監修、経営倫理実践研究センター・日本経営倫理学会CSR研究部会編『ビジネスマンのためのCSRハンドブック～先進企業の事例から用語解説まで～』PHP研究所、2009年、pp. 30-131

#### 参考資料

1. 水尾順一・田中宏司編著(2004)『CSRマネジメント～ステークホルダーとの共生と企業の社会的責任』生産性出版
2. 財団法人人権教育啓発推進センター作成(経済産業省中小企業庁委託事業)『一人ひとりから、はじめよう。企業の社会的責任』2006年7月増刷
3. International Standard, ISO/FDIS 26000, Guidance on social responsibility, 2010